

成年後見制度利用促進基本計画と戸籍法をめぐる課題

○ 福井県立大学 氏名 山口理恵子 (会員番号 6505)

成年後見制度、中核機関、戸籍法、

1. 研究目的

成年後見制度利用の促進に関する法律（以下成年後見制度利用促進法という）、成年後見制度利用促進基本計画に基づき現在市町村において地域連携ネットワーク、中核機関の設置が進められている。中核機関は親族も含む後見人支援機能を有するとともに、申立時から後見人選任後まで一貫したチーム支援を行うことを目標としている。しかし、後見等申立時に必要となる本人の親族に関する戸籍請求、ならびに本人が同意能力を喪失している場合の医療行為に対する同意を得るため等、本人の身上保護のために選任後の後見人が親族調査を行うための戸籍請求に対する範囲や権限は、その解釈や解答にばらつきがある。本発表ではこの問題を明らかにするために戸籍法の解釈に対する現状の整理と問題点の検討を行う。

2. 倫理的配慮

本研究は法令を含む文献研究であり日本社会福祉学会研究倫理規定および福井県立大学研究倫理規範規程に沿っている。

3. 問題の所在

(1) 申立の際の戸籍取得の必要性

①親族が後見等申立を行う場合、又は②弁護士・司法書士が申立手続きを業務として行う場合（申立書類の意見書における親族の範囲）

A. 本人に配偶者がいる場合

a (子どもがいる場合) 配偶者と子ども

(子どもが亡くなっていて孫がいる場合については孫)

b (子どもや孫がいない場合) 配偶者と父母

(父母がともに亡くなっていて祖父母がいる場合については祖父母)

c (子どもや孫、父母や祖父母がいない場合) 配偶者と兄弟姉妹

(兄弟姉妹が亡くなっていて甥や姪がいる場合については甥や姪)

B. 本人に配偶者がいない場合

a (子どもがいる場合) 子ども

(子どもが亡くなっていて孫がいる場合については孫)

b (子どもや孫がいない場合) 父母

(父母がともに亡くなっていて祖父母がいる場合については祖父母)

c (子どもや孫, 父母や祖父母がいない場合) 兄弟姉妹

(兄弟姉妹が亡くなっていて甥や姪がいる場合については甥や姪)

②市区町村による申立を行う場合 (の親族調査)

A. 4親等内の親族が申立権者とされているため親族が適時かつ適切に申立を行うのであれば市区町村長が介入する理由が乏しいため4親等内の親族調査を行うこととされている。

B. もっとも4親等内の親族すべてを調査することは時間と労力を要するため、厚生労働省平成17年7月29日0729001号通知(障発)によって、2親等内の親族の調査で足りると変更された。これにより調査範囲は以下の通りとなる。

本人と配偶者の父母、祖父母、子、孫、兄弟

C. 手続内容

(戸籍謄本の請求)

2親等内の親族を確認するため本人の本籍地の市役所(町村役場)へ戸籍謄本を窓口又は郵送により請求する。2親等内の親族の本籍地が他の市役所にある場合は該当する本籍地の市役所ごとに請求する必要がある。取り寄せる書類は以下の通りである。

戸籍謄本、戸籍附票、改正戸籍謄本、除籍謄本

(2) 申立(後見人等選任)後の戸籍調査の必要性

選任後の後見人等が本人の身上保護を行うにあたり本人の判断能力が低下しその意思を確認することが困難な場合の親族からの意見聴取(のための必要な親族調査)

※第三者後見人が受任したケースの医療同意の場面において必要となることが多い。

戸籍法 10 条

戸籍に記載されている者(その戸籍から除かれた者(その者に係る全部の記載が市町村長の過誤によってされたものであつて、当該記載が第二十四条第二項の規定によって訂正された場合におけるその者を除く。))を含む。)又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、その戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書(以下「戸籍謄本等」という。)の交付の請求をすることができる。

2 市町村長は、前項の請求が不当な目的によることが明らかなきは、これを拒むことができる。

3 第一項の請求をしようとする者は、郵便その他の法務省令で定める方法により、戸籍謄本等の送付を求めることができる。

戸籍法 10 条の 2

前条第一項に規定する者以外の者は、次の各号に掲げる場合に限り、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、それぞれ当該各号に定める事項を明らかにしてこれをしなければならない。

一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合 権利又は義務の発生原因及び内容並びに当該権利を行使し、又は当該義務を履行するために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由

二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合 戸籍謄本等を提出すべき国又は地方公共団体の機関及び当該機関への提出を必要とする理由

三 前二号に掲げる場合のほか、戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合 戸籍の記載事項の利用の目的及び方法並びにその利用を必要とする事由

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求の任に当たる権限を有する職員は、その官職、当該事務の種類及び根拠となる法令の条項並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、弁護士（弁護士法人を含む。次項において同じ。）、司法書士（司法書士法人を含む。次項において同じ。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。次項において同じ。）、税理士（税理士法人を含む。次項において同じ。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。次項において同じ。）、弁理士（特許業務法人を含む。次項において同じ。）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）は、受任している事件又は事務に関する業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、その有する資格、当該業務の種類、当該事件又は事務の依頼者の氏名又は名称及び当該依頼者についての第一項各号に定める事項を明らかにしてこれをしなければならない。

4 第一項及び前項の規定にかかわらず、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士又は弁理士は、受任している事件について次に掲げる業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、その有する資格、当該事件の種類、その業務として代理し又は代理しようとする手続及び戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。

4. 戸籍法が規定する親族調査の範囲と解釈

(1) 親族が後見等申立を行う際

根拠法：戸籍法 10 条

戸籍に記載されている者（() 略）又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、その戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（以下「戸籍謄本等」という。）の交付の請求をすることができる。（下線発表者）

(2) 弁護士・司法書士が業務として申立手続きを行う場合

根拠法：戸籍法 10 条の 2 の第 3 項、第 4 項

第 3 項

（前半略）当該請求をする者は、その有する資格、当該業務の種類、当該事件又は事務の依頼者の氏名又は名称及び当該依頼者についての第一項各号に定める事項を明らかにしてこれをしなければならない。

第 4 項

（前半略）当該請求をする者は、その有する資格、当該事件の種類、その業務として代理し又は代理しようとする手続及び戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。

(3) 市区町村長による申立を行う場合

根拠法：戸籍法 10 条の 2 の第 2 項

（前半略）当該請求の任に当たる権限を有する職員は、その官職、当該事務の種類及び根拠となる法令の条項並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。

(4) 選任後の後見人等が本人の身上保護を行うにあたり本人の判断能力が低下しその意思を確認することが困難な場合の親族からの意見聴取のための戸籍取得

① 弁護士、司法書士、税理士、社会保険労務士、弁理士の場合

戸籍法 10 条の 2 の第 3 項、4 項に基づく範囲

② 市区長村長申立の場合：戸籍法 10 条の 2 の第 2 項に基づく範囲

③ 社会福祉士、精神保健福祉士、法人後見、市民後見

明確な規定はなく戸籍法 10 条の 2 第 1 項第 3 号に規定されている「戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合戸籍の記載事項の利用の目的及び方法並びにその利用を必要とする事由」の解釈にゆだねられる。

<資料 1>

申立の際の戸籍取得の制約について

A 県法務局戸籍課による解答（平成 30 年 5 月、口頭）

Q 1. 親族による後見等開始申立を行う際の戸籍請求の範囲は？

A 1. 申立人の立場を予定する親族は、その配偶者及び直系の範囲内は可能であるが兄弟姉妹等傍系については請求不可

Q 2. 親族により弁護士、司法書士へ申立手続きを委任した場合の当該士業による戸籍請求が可能な範囲は？

A 2. 弁護士、司法書士については後見等開始申立を業務としており、その業務を遂行するために必要な範囲での請求は可能であるが、請求可能範囲は申立に必須をされている範囲である。推定相続人を含む全戸籍の請求は不可。

Q 3. 市区町村長が後見等申立を行う場合、当該首長による公用請求可能な範囲は？

A 2. 市区町村長申立の場合の公用請求可能な範囲についても、法律士業による場合と同様、申立に必要な範囲であり、本人、親族による申立の際の支援としての請求はできないとするのが法の趣旨である。

<資料 2 >

平成 29 年の法務省民事局民事第一課 Q&A

問 成年後見人が、成年後見人の生存中に、本人の身上監護に関する後見事務を行うにあたって、その意思を確認することが困難な場合において、どのような場合であれば、同人の親族の戸籍謄本等の交付請求に応じることができるのでしょうか。

答（抜粋）

この点について、成年後見人から成年被後見人の生存中に、同人の兄弟姉妹等の戸籍謄本等について戸籍法第 10 条 2 号第 1 項第 3 号に基づく交付請求があった場合、当該請求理由が後見終了後の事務を円滑に行うために、あらかじめ同人の推定相続人を把握する必要がある場合があるといったものであるときは、後見の任務が終了していない以上、いまだ発生していない事務に関するものであり、一般的には同号に規定する「戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合」には該当しないことから請求には応じることができないものと考えられます。

例えば、成年後見人等が受ける医療や介護サービスの具体的な契約内容などの今後の療養看護の方針を決定するような場合において、本人の意思を確認することができないときに同人の親族にも意見等を聴取し、どのような内容とするのかといったことやその費用をどのように工面するのかといったことなどを確認する必要性が生じる場合などが考えられます。このような場合には、後見終了の事務を円滑に行うためだけでなく、成年後見人の身上監護に資するために、成年後見人が、同人の親族の有無を確認する必要があることが考えられることから、身上監護に関する後見事務として、請求に応じることができるものと考えられます。

（なお文中の身上監護については原文表記のままとしている。）

5. 考察

（1）親族が申立時に戸籍調査を行うにあたっては戸籍法 10 号の 2 において

1 号「戸籍の記載事項の確認を必要とする理由」

2 号「国又は子地方公共団体等の機関及び当該機関への提出を必要とする理由」

3号「前2号に掲げる場合のほか、戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合戸籍の記載事項の利用の目的及び方法並びにその理由を必要とする事由」を明らかにすることが規定されている。

(2) 市区町村長申立時戸籍調査を行うにあたっては戸籍法10条の2第2項に「利用目的を明らかにしてこれをしなければならない」と規定されている。

(3) 弁護士、司法書士等法律職士業については戸籍法10条の2第3項に「第1項各号に定める事項を明らかにしてこれをしなければならない」と規定されている。

一方、戸籍法10条(謄本等の交付請求)に基づく戸籍請求の範囲に対する解釈として資料1のQ1では兄弟姉妹等傍系の取得を否定しており、親族による戸籍請求の範囲は本人の直系尊属または卑属に限定されることになる。これに対し士業又は市区町村長の場合は戸籍法10条の2の第2項～4項(前項又は第1項の規定にかかわらず)の解釈にゆだねられていると推測される。

他方で資料2のQ&Aでは本人の身上保護を行うにあたり、親族等の意見を聴取する必要が生じる場合の戸籍請求を認めておりこの場合の請求範囲にまでは言及していない。しかし後見人等に権限のない医療同意の場面においては、親族(戸籍)調査において申立時に必要となる親族調査の範囲を超えて、広く兄弟姉妹等の傍系まで親族調査を行う必要性が高くなることが予想される。また申立時における本人が上記3(1)の①Bのcのようなケースでは申立時において兄弟姉妹の情報が必要になる。

なお任意後見契約では一般的に代理権目録に「住民票、戸籍謄抄本、登記事項証明書その他行政機関の発行する証明書の請求」が含まれているが、これと上述の戸籍請求可能な親族の範囲については明らかな根拠となるものが存在しない。

成年後見制度利用促進法や成年後見制度利用促進基本計画では本人の身上保護に重きをおいた制度運用を図ることが目的とされている。したがって身上保護のために行う親族調査の根拠となる戸籍法10条における「正当な目的」、「不当な目的」同法10条の2における「利用の目的並びに利用を必要とする理由」の範囲について今後、議論と解釈の整理を行う必要がある。

※本研究は JSPS 科研費 17K04215 の助成による研究成果の一部である。

<参考文献>

全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会編(2017)「戸籍 平成29年4第939号」
テイハン38頁

新潟県・新潟県社会福祉協議会(2014)「成年後見制度市長村長申立マニュアル」
最高裁判所「後見に関する申立書式等」

https://www.courts.go.jp/nagoya-f/saiban/tetuzuki/kouken_syosiki/index.html